平成２４年（フ）第８２号
さいたま市西区三橋５丁目2150番地２　カサ・プリマヴェラ303
債務者　若林三宴子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７６０号
埼玉県川越市大字今福459番地２―109号室
債務者　喜屋武ホルへこと　キヤン・トーバー・ホルへ・ウィルフレード
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５号
埼玉県所沢市星の宮１丁目８番５号　柏木ハイツ101、旧住所埼玉県所沢市大字久米1420番地の１　サンシティハイツ東105
債務者　濱崎　　武
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西１丁目13番地12コーポ滝101号
債務者　青木　智実
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西１丁目13番地12コーポ滝101号
債務者　青木　光美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３３号
埼玉県飯能市大字川寺511番地３、前住所埼玉県飯能市大字岩沢106番地11　昭和コーポ飯能101
債務者　細田　　弘
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２８号
埼玉県行田市長野２丁目15番32号
債務者　髙橋　晴代
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３１号
埼玉県本庄市駅南２丁目８番10号　エトワール本庄第１―401号室
債務者　鈴木　育子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２号
和歌山県御坊市湯川町富安2025番地10
債務者　弓倉　安代
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第５５２号
長崎県長崎市油木町42番地３
債務者　才木美樹子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６９号
長崎県長崎市磯道町533番地３　黒瀬アパート101
債務者　中原　香苗
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３号
長崎県長崎市下町４―４ディノ大浦207号室　濱﨑方、住民票上の住所長崎県長崎市茂木町１番地121茂木アパート３棟203
債務者　松本　りさ
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷2096番地１
債務者　岩永みゆき
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１０号
札幌市白石区南郷通13丁目南２番27号　めるも１．３―103号
債務者　木村美智江（旧姓多田・室井）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０８９号
北海道江別市ゆめみ野南町44番地の22
債務者　佐藤　郁子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１１９号
札幌市西区八軒８条東５丁目６番９―201号
債務者　朝木　千秋
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２７９号
札幌市北区新川２条５丁目１番15号　ニューリバーハイツ203号
債務者　皆川　重信
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部